

## 国民年金保険料の免除申請を忘れていませんか？

国民年金保険料を納付することが困難な方は  
そのまま未納とせず、免除等の申請を行ってください。

※所得制限を超えている場合であっても、失業等による特例があります。

失業したことのわかる証明（雇用保険受給資格者証等）を持参しご相談ください。

申請を希望する方は、下記のところへご相談ください。

- ・役場保健福祉課窓口グループ及び各支所
- ・函館社会保険事務所 電話0138-56-1161(代表)

スポーツ安全保険は、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動、指導活動等を行う5人以上のアマチュア団体やグループ（社会教育関係団体）を対象とする保険です。

■保険期間  
4月1日から翌年3月31日までです。（途中加入は、掛金を口座に振り込んだ日の翌日から適用）

■対象となる事故の範囲  
グループ活動中の事故と、その往復途上の事故が対象となります。

教育委員会主催のスポーツ大会に参加する場合については、スポーツ安全保険加入を条件としています。

保険の申し込みや掛金、保険の種類など詳しいことについては、教育委員会事務局文化教育グループ（☎42・3060）までお問い合わせください。

「小さな掛金・大きな保障」  
『スポーツ安全保険』に加入しましょう!

区分	子どもの団体 (中学生以下) 文化・ボランティア活動 (高校生以上)	老人クラブ 団体 (60歳以上)	成人のスポーツ 団体 (高校生以上)	アメリカンフットボール、 山岳登坂等を行う団体	子どもと一緒にスポーツ 活動を行う大人 (指導者など)	子どもワイド 子どもの団体 (中学生以下)		
対象事故範囲	団体活動中とその往復中					団体活動中とその往復 1	団体活動中とその往復 中以外 2	
掛金 (1人年額)	500円	800円	1,500円	9,000円	1,000円	1,500円	1,050円	
死亡	2,000万円	600万円	2,000万円	500万円	1,000万円	2,000万円	2,100万円	100万円
後遺障害 (最高)	3,000万円	900万円	3,000万円	750万円	1,500万円	3,000万円	3,150万円	150万円
入院 (1日につき)	4,000円	1,800円	4,000円	1,800円	2,500円	4,000円	5,000円	1,000円
通院 (1日につき)	1,500円	1,000円	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	500円
共済見舞金	突然死（急性心不全、脳内出血等）160万円						対象となりません	
賠償責任保険 (補償限度額)	身体賠償 1人1億円・1事故 5億円 [免責 1,000円]			財物賠償 500万円 [免責 1,000円]		左記賠償に 身体・財物賠償 合算1事故 500万円	身体・財物賠償 合算1事故 500万円 (免責1,000円)	